

市内指定居宅サービス事業者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

指定訪問看護事業者の出張所（いわゆる「サテライト」）の取扱いについて（通知）

平素より、本市の介護保険行政の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）第 2 の 1 に規定されている出張所（以下「サテライト」という。）の取扱いについて、本市では令和 3 年 8 月より「指定訪問看護事業者の出張所（いわゆる「サテライト」）の取扱いについて（令和 3 年 7 月 30 日発出 健介事第 379 号）」（以下「本市通知」という。）により、一定の要件のもと運用してきたところですが、

しかし、本市通知で示した、サテライトの設置要件の内容が一部抽象的で不明確なものとなっていたことから、このたび見直しを行い、以下のとおり設置要件を改正し、取り扱うこととしたので通知します。

なお、「指定訪問看護事業者の出張所（いわゆる「サテライト」）の取扱いについて（令和 3 年 7 月 30 日発出 健介事第 379 号）」は、令和 7 年 5 月 1 日をもって廃止します。

1 本市における訪問看護サテライトの設置要件

「訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」（平成 28 年 3 月 25 日厚生労働省 事務連絡）で示されている下表の設置要件に加えて、**別紙のとおり「設置区域」、「設備基準」、「人員基準」及び「運営基準」を設けます。**

また、**設置に係る届出方法も別紙のとおり変更**していますので、あわせて御確認ください。

No.	要件
1	利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
2	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
3	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
4	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
5	人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

2 本取扱いの適用

令和 7 年 5 月 1 日以降の設置分について適用します。

なお、令和 7 年 5 月 1 日までに本市に届出済みのサテライトについては、令和 7 年 5 月 1 日以降も継続してサービス提供を行う場合に限り、当面の間前項によらず設置を認めるものとします。

ただし、本通知の趣旨を踏まえ、既存のサテライトについても前項の設置基準を満たしたサテライトへの移行を御検討ください。

【本文書についての問い合わせ先】

健康福祉局 介護事業指導課 居宅サービス担当
TEL：045-671-3413
FAX：045-550-3615